

放課後等デイなごみクラブ

平成 30 年度 危機管理マニュアル
防災マニュアル

特定非営利活動法人なごみ

I 衛生管理マニュアル

通常時

(1) 毎日(営業日)における衛生管理

サービス提供時間前:各設備の衛生管理(点検)

(内容)

- ・トイレ・・・清掃。トイレットペーパーの補充
- ・洗面所・・・清掃。ペーパータオルの補充
- ・台所・・・清掃。ペーパータオルの補充。調理器具、食器の衛生確認

(担当)

- ・管理者及び管理責任者

(2) 毎日(営業日)における利用者への衛生支援および指導

① 利用者が通所時必ず以下の確認を指導員は行う

- ・衣服持ち物等の衛生確認
- ・けが等の確認
- ・手洗い、うがい
- ・利用者のノートの確認

② 以下の時点で必ず手洗いを励行する

- ・トイレ使用后
- ・おやつを食べる前
- ・外遊びからの帰り
- ・その他必要に応じて

緊急時

(1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

- ① 体調を確認。安静にし体温測定。保護者に連絡をする
- ② 別紙「事故(トラブル)発生時の対応フローチャート」を参照

(2) 上記(1)の事後対応

- ① 管理責任者より当事者のご家庭に連絡
 - ・利用者本人の病状、経過
 - ・感染症および伝染病ではないかを聞き取る

(3) 上記(2)も含め、感染症および伝染病が発生した場合

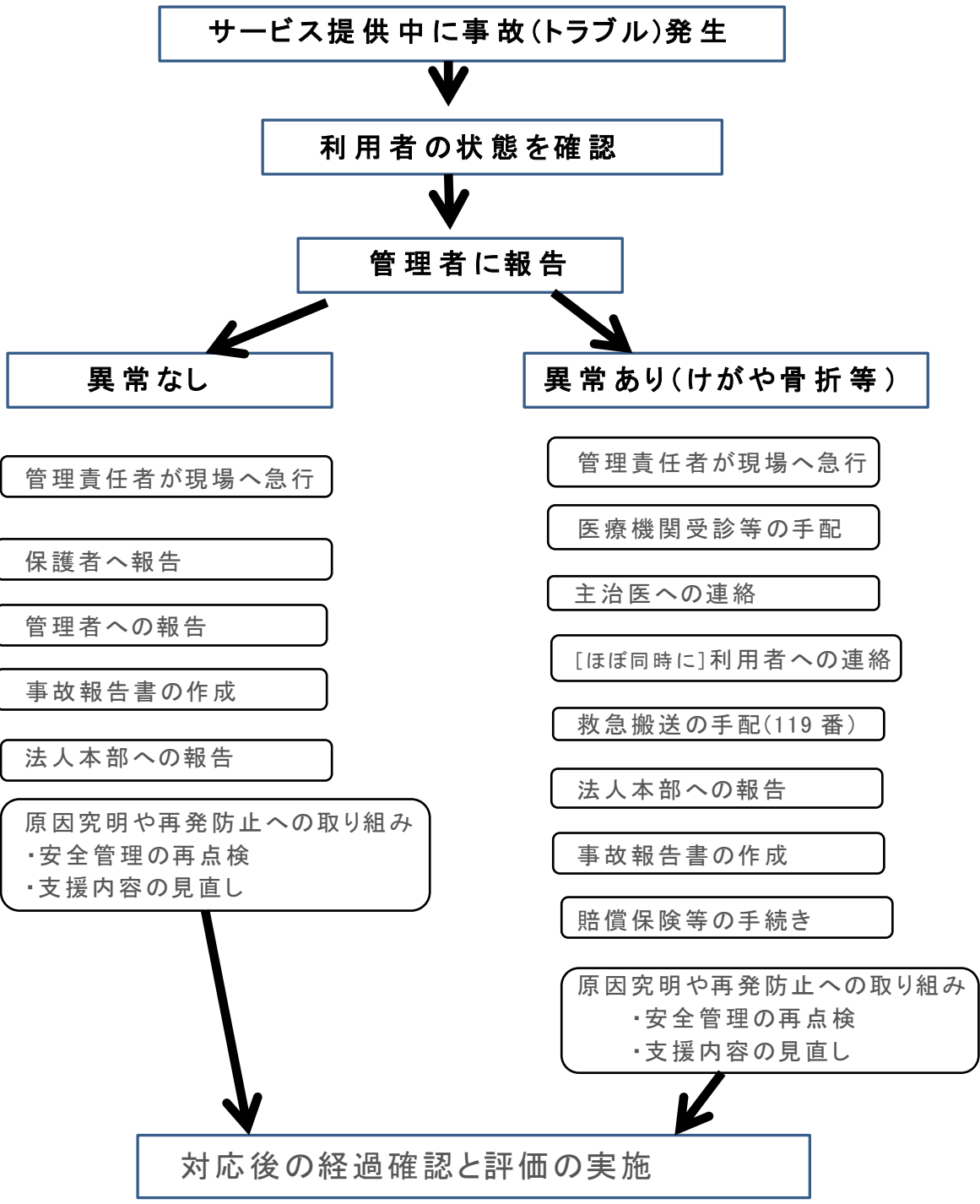
- ① 管理責任者よりすみやかに以下に連絡し今後の対応の指示を受ける

鈴鹿保健所 保健衛生室

電話:059-382-8671 FAX:059-382-7958

住所:〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117(鈴鹿庁舎 2階)

事故(トラブル)発生時の対応フローチャート



II 防災及び災害時対応マニュアル

(1)以下の担当者を決め、管理責任者は当日勤務の職員に周知させる

- ①リーダーA⇒消防署、病院、警察署等への通報担当
・・・責任者(不在の場合は児童発達支援管理責任者)がその任に就く
- ②担当者 B⇒救急車誘導・・・非常勤指導員が担当
- ③担当者 C⇒:避難誘導、人員点呼・・・常勤指導員が担当

(2)ケーススタディ

①疾病、けがへの対応

- ・A が適任者に(もしくは A 本人が)応急処置の指示をする(行う)
 - ・すみやかに、119 番による救急車要請を A が行う
 - ・B は A の指示のもと、救急車の誘導を行うため外で待機し、救急車を誘導する
 - ・C は利用者を点呼し、疾病・けがをした当事者以外への適切な指導を行う
- *協力医院: 鈴鹿クリニック: 鈴鹿市伊船町 2,229 番地の 9 tel:059-371-6800

②火災への対応

- ・A は 119 番通報を行う
 - ・C は出火場所から安全な箇所より利用者を戸外に避難させ、人員点呼を行う
 - ・B は他の職員とともに消火器による消火活動を行う
ただし、消火器の使用後はすみやかに屋外へ避難する
- *出火が著しいときは、避難を最優先する

③地震への対応

- ・地震発生時、机の下などでゆれがおさまるまで非難する
- ・A(もしくは A が不可の時は C)が戸外への移動の指示を全員に伝える
- ・C は戸外で人員点呼を行い A に報告する
- ・現状を把握し A は深井沢公民館への全員移動を指示する
- ・C は非常持ち出し書類(連絡先等)を持っていく
- ・深井沢公民館への一時避難が完了した時点で保護者に各自の現状を報告
- ・保護者と連絡が取れない場合は、とれるまで利用者の安全を確保して、事業所もしくは深井沢公民館にて待機

④不審者への対応

- ・A を中心に A の指示のもと不審者の移動経路を遮断・阻止する
(一般的には)玄関に入った時点で「帰ってください」「出て行ってください」を 3 回告げても退出しない場合は不法侵入として 110 番通報できる
- ・全員を安全な出口から戸外へ避難させる

*以上、法人本部と連携をとって、必要な人員の確保に努める

定期的な防災に関する訓練・研修について

①6 か月ごと(年 2 回)に

「救急対応の確認」⇒(対象)所員全員

「避難訓練」⇒(対象)利用者及び所員全員

「消火器使用方法の確認」⇒(対象)所員全員

「地震避難訓練」⇒(対象)利用者及び所員全員

「備蓄飲み物」「非常用食料」の確認

* 特に冬季は防寒用具、予備石油燃料の備蓄の確認

②研修

職員に年に 1 回の消防署主催の「普通救命講習」受講を勧める

防災研修に積極的に参加する

保護者への連絡について

①保護者への緊急連絡先名簿・・個人情報キャビネットに保管

②保護者への連絡項目

「いつ」、「どこで」、「何をしていた」、「どこが」、「どうなったのか」を事実だけを誠意をもって正確に伝える。

③医療機関を受診するとき(救急車以外)は、必ず保護者に連絡を取り、どの医療機関へ受診をするのかの確認をする。

④原則的に医療機関には保護者に迎えに来ていただき、担当医より説明を受ける

三重県への報告

事故・ケガの結果、報告に該当する場合は、定められた書式にて、三重県健康福祉部障がい福祉課サービス班に報告する

〒514-8570 津市広明町 13 番地(本庁 4 階) Tel:059-224-2266 fax:059-228-2085

深溝自治会との連携

区長はじめ、自治会長に放課後等デイサービスの趣旨を伝え、日常的に緊急時の支援と協力の依頼をする。

法人本部との連携

近くに法人の就労継続支援A型事業所・B型事業所・移行支援事業所があり、人員の足りないときは応援を要請する。

保護者の皆様へ

暴風警報・暴風雪警報及び特別警報発令時におけるサービスの提供について

このことにつきまして、学校に準じて子ども様の安全を第一に下記のように対応しますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

- 1、7時時点で、鈴鹿市・亀山市に暴風警報・暴風雪警報・特別警戒警報が発令されている場合、朝からのサービスは休止します。
- 2、午前 12 時まで、鈴鹿市・亀山市の暴風警報・暴風雪警報・特別警戒警報が解除された場合、利用希望の連絡をいただければ午後からお迎えに行きます。
- 3、午前 12 時を過ぎても、鈴鹿市・亀山市の暴風警報・暴風雪警報・特別警戒警報が発令されている場合、午後からのサービスを休止します。

* 注意事項

大雨洪水警報が発令された場合でも、地域の実情に合わせて危険が予想される場合には、暴風警報に準じて対応させていただきます。

なお、判断に迷う場合には、当日の朝でも結構ですので、確認の意味で電話をいただきますようお願いいたします。

保護者の皆様へ

東海大地震・南海トラフ大地震等の地震災害時のサービスの提供について

このことにつきまして、学校では地震に対する「注意情報」や「予知情報」が発令された段階で授業を中止し、児童・生徒を速やかに帰宅させることとなっています。

そこで、私ども放課後等デイなごみクラブも学校に準じて、子ども様の安全を第一にサービスを提供させていただきます。

- 1、サービスを提供する前に、「注意情報」や「予知情報」が発令された場合、その日のサービスを休止するとともに、その後の地震の被害の状況を見てサービスの再開の見込みを保護者の方に連絡します。
- 2、サービス提供中に、「注意情報」や「予知情報」が発令された場合、保護者の方に連絡をとって速やかにご自宅に送らせていただくか、事業所にお迎えにきていただくまで、安全を確保して事業所(もしくは近くの深井沢公民館)で待機します。
- 3、被災後、道路が寸断された場合、もしくは保護者の方と連絡が取れない場合は、連絡がとれるか、お迎えにきていただくまで、食料や飲み水を確保して、体調管理と安全を第一に事業所(もしくは深井沢公民館)で待機しています。

* 被災時は携帯電話が通じなくなります。自宅の固定電話(0595-85-1468)に留守録を入れていただければ、対応させていただきます。